

市第47号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号の2を削り、同条第16号を次のように改める。

(16) 通知カードの再交付手数料 同 500 円

第2条第16号の次に次の1号を加える。

(16)の2 個人番号カードの再交付

手数料 同 800 円

附 則

この条例中、第2条第16号の改正規定は平成27年10月5日から、同条第14号の2を削る改正規定及び同条第16号の次に1号を加える改正規定は平成28年1月1日から施行する。

提 案 理 由

住民基本台帳カードの交付の終了に伴いその手数料を廃止するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 14 号まで省略）

(14) の 2	<u>住民基本台帳カードの交</u>		
	<u>付手数料又は再交付手数料</u>	<u>同</u>	<u>500 円</u>
	（第 15 号省略）		
(16)	<u>通知カードの再交付手数料</u>	<u>同</u>	<u>500 円</u>
	削除		
(16) の 2	<u>個人番号カードの再交付</u>		
	<u>手数料</u>	<u>同</u>	<u>800 円</u>

（第 17 号から第 163 号まで省略）